

# 合併協定書

平成20年9月3日

阿智村  
清内路村

現在の小規模自治体は、農林業の衰退と経済の縮小、地方と都市部の経済格差の拡大、人口の流出、少子・高齢化の進行など大変厳しい状況となっている。

また、「平成の大合併」に象徴される地方分権改革は、自分達の町や村の将来は自分達が決めるという「自立」の気概を持つ小規模自治体の存続に大きな影響をもたらしている。

このような状況下で、清内路村においては、長年、村の将来と地域の存続について村を挙げて研究を進め、「阿智村との合併により、清内路村の名前がなくなっても、地域の自立は必ず成し遂げられる」と決断し、合併による地域の自立的な存続を選択するに至った。

これらの諸事情を踏まえ、阿智村、清内路村の2村は、平成20年2月に「阿智村・清内路村任意合併協議会」を設置して本格的な合併協議をスタートさせ、同年6月には、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づく「阿智村・清内路村合併協議会」を設け、更に具体的な合併協議を重ねてきた。

長野県の南端、下伊那郡の西部に位置し、両村を流れる阿智川の流域に広がる緑豊かな山々に抱かれた地域であり、日常生活をはじめ経済的・文化的にも深いつながりがあり、従来から広域的に連携し、発展を遂げてきた。

各協定項目の調整にあたっては、お互い対等の立場に立って、これまでの清内路村の行政制度の経緯を尊重し、住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮しつつ、阿智村の「住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な村づくり」の基本理念と行財政制度を基本として調整されたものであり、ここに2村の合併に関する基本的な事項の協議が整った。

よって、合併協議の中で確認された別表諸事項の円滑な推進を目的に、ここに本協定書を締結するものである。

本協定書に定められた事項については、合併後の社会経済情勢、地方行財政制度及び村の財政状況等の諸条件の変化により、これにより難しい場合にあつては、必要に応じて、関係住民の意向も踏まえて検討の上、調整するものとする。

阿智村及び清内路村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づく阿智村・清内路村合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成20年9月3日

阿智村長

岡庭一雄



清内路村長

櫻井久江



立 会 人

阿智村議会議長

小笠原 啓次



清内路村議会議長

原 登美彦



合併協議会委員

原 利正

合併協議会委員

野村 健司

合併協議会委員

櫻井 弘志

合併協議会委員

原 和信

合併協議会委員

小池 加子

合併協議会委員

櫻井 信和

合併協議会委員

増田 勝彦

合併協議会委員

佐々木 幸仁

合併協議会委員

原 旦頼

合併協議会委員

田中 三男

合併協議会委員

高間 正一

合併協議会委員

原 拓伸

下伊那地方事務所長

岩崎 弘